

ヘルステックを核とした健康まちづくりプロジェクト推進に向けた連携協力協定書

青森市（以下「甲」という。）、公立大学法人青森県立保健大学（以下「乙」という。）及び株式会社フィリップス・ジャパン（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互の密接な連携と協力により、甲及び丙間の2019年2月6日付「ヘルステックを核とした健康まちづくり連携協定書」に基づく甲及び丙間における協働取組の有効性及び改善可能性等を検討し、青森市における健康課題解決に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- 一 甲及び丙間における協働取組の客観的評価の実施
- 二 前項の客観的評価を踏まえた協働取組の改善策の提案
- 三 その他、前条の目的を達するために必要な事項

（秘密保持等）

第3条 この協定に基づき、甲、乙及び丙が他の当事者から提供又は開示された秘密情報（当該他の当事者から開示を受けた際に保有していた情報、公知となっている情報、正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報又は独自に開発・取得した情報を除く、一切の情報をいう。）については、この協定の有効期間中又は有効期間終了後を問わず、第三者（ただし、丙の親会社及び関連会社を除く。）に開示又は漏洩してはならない。ただし、当該他の当事者から事前に書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 甲、乙及び丙は、秘密情報を第1条の目的以外に使用してはならない。

（法的拘束力）

第4条 この協定は、第1条及び第2条は法的拘束力を有しないものとし、第3条から第7条までは法的拘束力を有するものとする。

（協定の解約）

第5条 甲、乙及び丙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合は、各号に該当した当事者に対して相当期間を定めた書面にて事態の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されない場合は、直ちにこの協定を解約することができるものとする。

- 一 甲、乙及び丙のいずれかがこの協定の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二 甲、乙及び丙のいずれかがこの協定上の法的拘束力を有する規定に違反したとき

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、2023年3月31日までとする。ただし、期間満了日の属する月の前月末日までに甲、乙及び丙のいずれかから特段の申し出がない

場合は、有効期間は更に1年間更新され、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙が協議し、定める。

2 前項の協議により紛争を解決することができない場合には、被告所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする裁判によって解決する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自その1通を保有する。

2021年5月29日

甲 青森市

乙 公立大学法人 青森県立保健大学

丙 株式会社フィリップス・ジャパン